

## 都市建設委員会委員長報告書

平成30年12月19日

都市建設委員会に付託されました議案6件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第106号市道路線の認定について及び議案第107号市道路線の廃止については、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第106号市道路線の認定については、開発行為の帰属によるもの9路線、区画整理事業によるもの5路線、その他2路線の計16路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第107号市道路線の廃止については、民間宅地開発により既存の道路1路線を廃止するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第106号及び議案第107号については、両案とも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号指定管理者の指定について流山市自転車駐車場について申し上げます。

本案は、流山市自転車駐車場について、平成31年4月1日から5年間、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

指定管理者に対して、今後とも市民要望をしっかりと受け

止めていただき、現場で受付や整理に従事している方々と理事者とのコミュニケーションを円滑にすることなどに努めて欲しい。これは指定管理者に対して直接私たちが言うことではないまでも、当局の側からサジェクションを行っていただきたい。

市当局には、シルバー人材センターの高齢者の働く場、働きがいと保障する場としての意義を理解して、同時に指定管理者とは適切な距離を保ちつつ、共に良い市民サービスを提供する為に努力を続けて欲しい。がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第103号流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、案内標識中の英語表記の仕方について改めるとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第102号平成30年度流山市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、収益的支出において、漏水による配水管等の修理及び道路舗装復旧に伴う修繕費等を追加するもので、既決予定額に1,248万円を増額し、総額を34億1,547万7千円とするものです。

また、資本的支出については、決算的見地から主要配水管の工事請負費を減額するもので、既決予定額から2,388万円を減額し、総額を27億1,252万6千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上で、都市建設委員会の委員長報告を終わります。